

論 文

顧客から預かった暗号資産を
資産計上する際の論拠に関する一考察

村 上 翔 一

概 要

米国において、従来、顧客から預かった暗号資産の資産計上を規定する SAB121 が存在したが、2025 年、資産計上させない SAB122 が公表された。この点、本稿では、顧客から預かった暗号資産を資産計上すべきか否かを、実務対応報告第 38 号における論拠、法規制、会計の目的や概念を概観し、検討する。

実務対応報告第 38 号は、2018 年に規定され、当時は暗号資産の私法上の取り扱いが明確ではなかったものの、自己が保有する暗号資産との同質性や破産時の取戻権に基づき、その資産計上が要求された。しかし、資金決済法における暗号資産の取り扱いが明確化され、顧客から預かった暗号資産は分別管理を求められ、暗号資産交換業者は自由に運用することはできず、破産時であったとしても、その返還は行われるため、法規制の観点からは、実務対応報告第 38 号における論拠は認められないと考えられる。また、顧客から預かった暗号資産を、会計の目的である意思決定有用性説と会計責任説から検討した。前者ではその資産計上は認められず、後者ではその資産計上が認められるとして、実務対応報告第 38 号は意思決定有用性説に基づいた規定ではなく、会計責任説に基づいた規定であると結論付けた。

I はじめに

米国のバイデン前大統領時代では、SEC 委員長はゲリー・ゲンスラーが務めており、ゲンスラー前委員長は、「透明性の向上、リスクの削減、ウォール街での利益相反の排除を目的とした数多くの規則を制定し、また、SEC 規則に違反したとされる複数の仮想通貨企業を提訴していた」（菊谷 2025）とされ、例えば、暗号資産の XRP が証券に該当するとして、XRP を発行する Ripple 社を証券法違反で 2020 年に提訴している。

2025 年 1 月 20 日、ドナルド・トランプが大統領に就任し、翌 21 日、トランプ大統領は SEC 委員長代行にマーク・ウエダを指名した。ウエダ委員長代行は、ゲンスラー前委員長の積極的な規則制定と法執行アプローチを批判し、SEC は暗号資産の推進に舵を切ることとなった（菊谷 2025）。そしてその後、トランプ大統領から SEC 委員長に指名されていたポール・アトキンスが 4 月 21 日に正式に SEC 委員長に就任した。アトキンス委員長は、ゲンスラー前委員長とは対照的に、デジタル資産の規制枠組みの構築を推進しており、上記 Ripple 社との訴訟も 2025 年 5 月に和解に至るなど、暗号資産に関する法執行の取り下げや、暗号資産の証券への該当性についても明確化するとされる（Park2025）。

このような状況下において、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産に関する会計処理に対する SEC スタッフの見解である Staff Accounting Bulletins (以下, SAB) が、2022 年と 2025 年に公表された。これらの処理は暗号資産交換業者の財務諸表に大きな変化をもたらす。このことから本稿では、2022 年に公表された SAB121 と 2025 年に公表された SAB122 を契機に、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産に対してどのように会計処理を行うべきか、わが国で求められる同事例の会計処理がどのような論拠で規定されているのかを考究する。以下、Ⅱでは、米国における預り暗号資産の会計処理の変遷、Ⅲでは、わが国における預り暗号資産の資産計上を規定する実務対応報告第 38 号の論拠、Ⅳでは、暗号資産交換業者に対する法規制、Ⅴでは、会計目的との関係から預り暗号資産がどのように処理されるかを検討し、Ⅵでは、本稿のまとめや結論を示す。

Ⅱ 預り暗号資産の会計処理に関する米国の対応

2022 年、SEC は SAB121 を公表した。SAB121 は、企業が顧客から暗号資産を預かっており、当該暗号資産を保護する義務を有している場合には、当該義務を貸借対照表上に負債として計上することを要求している。また、当該義務額は、企業が顧客から預かっている暗号資産の公正価値で測定することとする。これと同時に、保護対象となっている暗号資産の資産計上を求めている。つまり、企業が顧客から暗号資産を預かった場合、預かった時点で、資産と負債の両建計上を要求している。

SAB121 以前は、顧客から預かった暗号資産の会計処理は明確ではなく、暗号資産の支配権の有無に応じて、預かった暗号資産の資産計上の有無が分かれていた (HOSODA 2022)。このため、SAB121 以前は、預かった暗号資産であったとしても、顧客が支配権を有している場合には、企業が暗号資産を認識することはなかったが、SAB121 の適用により、顧客から預かる暗号資産全てについて、公正価値で資産計上することとなり、支配権の有無について評価する必要がなくなった (HOSODA 2022)。この結果、Bitcoin 価格が、2021 年 12 月末では 4 万 6 千ドル /BTC、2022 年 6 月末では 2 万ドル /BTC と、ほぼ半減している状況下にもかかわらず、Coinbase 社の貸借対照表上の暗号資産に関する資産と負債の金額は、SAB121 適用前の 2021 年 12 月末では 21 百万ドルであったのに対して、SAB121 適用後の 2022 年 6 月末では 105 百万ドルと、約 5 倍になったとする (HOSODA 2022)。このため、SAB121 の処理に関しては、暗号資産のカストディ事業を行う上で妨げになる可能性が指摘されていた (Yamada 2025)。

2025 年 1 月 21 日、米国大統領にドナルド・トランプが就任したことにより、SEC 委員長代行にマーク・ウエダが指名された。トランプ大統領は暗号資産への規制を緩和する方針を採り、SEC もその方針に追従する形で、2025 年 1 月 23 日、SAB122 を公表した。SAB122 は、顧客から預かった暗号資産について、SAB121 で要求していた資産負債両建処理ではなく、顧客のために暗号資産を保護する義務に関する損失リスクを負債として計上することを要求した。このため、顧客から預かった暗号資産に対する紛失・盗難等のリスクに対して負債を計上すること、例えば、顧客から預かっていた暗号資産が流出した際に顧客に生じた損失の補償に要する額を負債に計上することになると考えられる。つまり、顧客から預かった暗号資産を資産計上することはなく、負債計上額については、預かった暗号資産の公正価値の金額から、その保護に失敗した結果、顧客に補償すべき額に減額されることになる。なお、上記 HOSODA (2022) とはデータは異なるが、SAB122 の公表による影響として、Coinbase 社の流動資産の金額が、SAB121 適用前の 2021 年では 18,374 百万ドル、SAB121 適用後の 2022 年では 86,448 百万ドル、SAB122 の遡及適用により 2023 年では 11,357 百万ドルとなった (岩田 2025)。このため、上記

Coinbase 社の事例を考えると、相当な金額変動となる。

この両者の会計処理を検討するにあたっては、以下の点が論点となると考えられる。1 つ目は、そもそも顧客から預かった暗号資産に対して資産負債両建処理をすることが適切であったのか、2 つ目は、顧客から預かった暗号資産に関する情報が大幅に変化するため、どのような情報を開示すべきなのか、という点である。この点、本稿では、前者の資産負債両建処理が適切であったのか、特に顧客から預かった暗号資産の資産計上の適否を取り扱うこととする。

Ⅲ 実務対応報告第 38 号における資産負債両建処理の論拠

前節の通り、顧客から預かった暗号資産に対して資産負債両建処理が適切であったかを検討するに当たり、本節では、現在行われている資産負債両建処理の論拠を検討し、そこから顧客から預かった暗号資産に対する資産負債両建処理の適否を検討する。その際、上記 SAB121 や SAB122 では、それらの会計処理を行う論拠が示されていないため、わが国において資産負債両建処理を行う論拠を概観する。

わが国では、2018 年に実務対応報告第 38 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」が公表され¹⁾、「暗号資産交換業者は、預託者との預託の合意に基づいて暗号資産を預かった時に、預かった暗号資産を資産として認識する。当該資産の当初認識時の帳簿価額は、預かった時の時価により算定する。…同時に、預託者に対する返還義務を負債として認識する。当該負債の当初認識時の帳簿価額は、預かった暗号資産に係る資産の帳簿価額と同額とする」（企業会計基準委員会 2024, par.14）として、資産負債両建処理が要求されている。

この処理が要求される以前の 2017 年 7 月、第 365 回企業会計基準委員会では、顧客から預かった暗号資産について、信託、証券会社の預り資産といった類似する事例を参考に、A. 預かった仮想通貨を預かった現金に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上する方法、B. 預かった仮想通貨を預かった有価証券に準じて、仮想通貨交換業者の貸借対照表に計上しない方法、の 2 つの方法が検討された（企業会計基準委員会 2017a, par.19）。この両者の方法の長短については、以下図表 1 のようにまとめられる。

A の要点は、仮想通貨交換業者が顧客から秘密鍵を預かって仮想通貨を保有している場合には、自己保有の仮想通貨と相違ないため、資産計上できると解釈している点、顧客から預かった仮想通貨に対する返還請求義務を有するか否かが不明な点、仮想通貨交換業者の損益に影響を与えない顧客から預かった仮想通貨を貸借対照表に載せた場合、情報利用者に有用な情報を提供しない可能性がある点、である（企業会計基準委員会 2017a, par.20）。B の要点は、「仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する義務が課せられており、仮想通貨交換業者の損益に影響を及ぼす可能性のある自己の固有財産である仮想通貨のみを仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上することにより財務諸表利用者による企業成果の予測と企業評価に役立つ有用な情報が提供される」点、仮想通貨交換業者が暗号鍵を預かって仮想通貨を保有している場合、仮想通貨交換業者が管理・処分する権利を有するにもかかわらず、仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨の残高が貸借対照表に計上されなくなる点、

1) 当時は暗号資産を仮想通貨と表現していたため、本稿でもその議論の過程で仮想通貨と表現されていたものはそのままとする。一方、実務対応報告第 38 号は 2018 年に公表されたが、現在にかけて文言等の軽微な修正しかなされていないことから、実務対応報告第 38 号の引用は 2024 年の最終修正版を用いている。これにより、現時点においても、論拠の修正がなされていないことが分かる。

図表 1. 顧客から預かった暗号資産の会計処理に関する長短

	A. 貸借対照表に計上する方法	B. 貸借対照表に計上しない方法
長所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨交換業者が暗号鍵等を保管することにより保有することになる仮想通貨については、仮想通貨を管理・処分する権利を有するため、自己の固有財産である仮想通貨であっても顧客の仮想通貨であっても仮想通貨交換業者にとって違いはなく、これらの仮想通貨を同様に会計処理することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する義務が課せられており、仮想通貨交換業者の損益に影響を及ぼす可能性のある自己の固有財産である仮想通貨のみを仮想通貨交換業者の貸借対照表に資産計上することにより財務諸表利用者による企業成果の予測と企業評価に役立つ有用な情報が提供される。
短所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨交換業者は顧客の仮想通貨を自己の仮想通貨と分別して管理する義務が課せられているが、顧客が仮想通貨交換業者に対して預けた仮想通貨の返還を求める権利を有しているかどうかの法的な位置付けについては必ずしも明らかではないと言われていることから、顧客に対する負債として明確に位置づけられるかどうかは定かではない。 ・ 仮想通貨交換業者の貸借対照表に仮想通貨交換業者の損益に影響を及ぼさない顧客の仮想通貨を資産計上した場合には、財務諸表利用者に有用な情報を提供しない可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮想通貨交換業者が暗号鍵等を保管する顧客の仮想通貨については、仮想通貨交換業者が管理・処分する権利を有するにもかかわらず、仮想通貨交換業者が保有する仮想通貨の残高が貸借対照表に計上されなくなる。

出典：企業会計基準委員会（2017a, pars.20-21）を参考に筆者作成。

である（企業会計基準委員会 2017a, par.21）。これらの案が示された後、Aを採用することを提案し（企業会計基準委員会 2017a, par.22）、その後、採用されている²⁾。

実務対応報告第38号では、「預託者から預かった資産について、法律上の権利の受託者への移転に着目し、預かった資産を会計上の資産として計上するか否かを判断しているが、暗号資産は、私法上の位置づけが明確ではないため、法律上の権利の受託者への移転の判断を行うことができない。また、審議の過程において、預託者から預かった暗号資産を当該預託者が処分することを指図することができ、かつ、当該預託者が暗号資産に係るリスク及び経済価値を有するのであれば、暗号資産交換業者が預かつ

²⁾ 2017年10月12日の第370回企業会計基準委員会審議事項(5)-2「仮想通貨交換業者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要」では、「金融機関において預託者の有価証券等を預かった場合と平仄を合わせ、オフバランスとした方がよいのではないか」（企業会計基準委員会 2017b, par.8(2)）、2017年11月22日の第373回企業会計基準委員会審議事項(5)-5「第372回企業会計基準委員会で聞かれた意見」では、「預託者が売買にかかわる指図権を占有しているのであれば、その仮想通貨は預託者が支配していると考えられるため、預託者から預かった仮想通貨をオンバランスすることは適切ではないのではないか」（企業会計基準委員会 2017c, par.5）、2017年12月5日の第374回企業会計基準委員会審議事項(4)-4「第373回企業会計基準委員会で聞かれた意見」では、「預託者から預かった仮想通貨をオンバランスする理由について、…より明確に、支配もしくはリスク経済価値の帰属の観点から記載できるか検討してほしい」（企業会計基準委員会 2017d, par.2）、「個々の仮想通貨が現金と同様に個性がないことは理解できるが、預かった仮想通貨の総量の特定において私法上の位置づけが明確であるか否かが論点である」（企業会計基準委員会 2017d, par.3）、「預かった現金は、法的には占有した人に所有権が帰属するとされるのが一般的であるが、これに対して仮想通貨は私法上の位置づけ自体が明確ではない中で、仮想通貨を預かっている仮想通貨交換業者にオンバランスさせようという提案と理解している」（企業会計基準委員会 2017d, par.4）といった会計的な理論に基づいてオンバランスすることを明記するための意見が出されたが、2017年12月6日の公開草案ではそのような文言がなく、この後、公開草案で示された文言がそのまま実務対応報告として公表されている。

た暗号資産は当該預託者に帰属しているのではないか」（企業会計基準委員会 2024, par.54）との見解がある。これは、「預託者が暗号資産に係るリスク及び経済価値を有する」（企業会計基準委員会 2024, par.54）を資産に対する支配が預託者にあるものと同義と解するならば、預託者の資産であるにも関わらず、暗号資産交換業者側で資産計上されることになり、同一資産が複数の報告主体の財務諸表上に計上されることになる。また、支配を有していない暗号資産の資産計上を認めることとなり、資産の定義から問題となる。

一方、「暗号資産交換業者が預託者との預託の合意に基づいて預かった暗号資産は、自己が保有する暗号資産と明確に区分し、かつ、預かった暗号資産についてどの預託者から預かった暗号資産であるかが直ちに判別できる状態…で管理することが『暗号資産交換業者に関する内閣府令』（平成 29 年内閣府令第 7 号）において求められているものの、暗号資産の私法上の位置づけが明確ではない中で、一般に暗号資産自体には現金と同様に個別性がなく、預かった暗号資産については暗号資産交換業者が処分に必要な暗号鍵等を保管することから、暗号資産交換業者は預託者から預かった暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にある。また、預かり資産として預託者の暗号資産を受け入れた場合に、暗号資産交換業者が破産手続の開始決定を受けたときには、現時点においては、暗号資産交換業者の破産財団に組み込まれた預託者の暗号資産について預託者の所有権に基づく取戻権は認められていない」（企業会計基準委員会 2024, par.55）として、自己が保有する暗号資産との同質性や破産時の取戻権から、預託者から預かった暗号資産を資産計上することとしている（企業会計基準委員会 2024, par.56）。

なお、一般社団法人日本暗号資産取引業協会が 2020 年に公表した「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」（2021 年修正）では、顧客から暗号資産を受領した場合、資産として「利用者暗号資産」、負債として「利用者からの預り暗号資産」を計上する処理を示している（日本暗号資産取引業協会 2021, p.10）。ここで、「利用者暗号資産」とは、「利用者の暗号資産として自己の暗号資産と区別して管理するもの」（日本暗号資産取引業協会 2021, pp.4-5）、「利用者からの預り暗号資産」とは、「利用者から預託を受けた預り暗号資産」（日本暗号資産取引業協会 2021, p.7）と説明され、その支配の有無についての指摘はない。これは、暗号資産取引業者は、「暗号資産交換業者に関する内閣府令」に基づいて、利用者の暗号資産と自己の暗号資産とを明確に区分することが求められていることから（第 27 条）、保有する暗号資産の管理面を重視した処理例となっているものと解される。

まとめると、暗号資産交換業者と顧客（預託者）との間で、顧客が暗号資産交換業者に預け入れた暗号資産をどのように解釈するかで、預かった暗号資産に関する会計処理が変化するものと考えられる。つまり、預かった暗号資産に対する支配を暗号資産交換業者が有しているか否かで、その資産認識が変化する。支配している場合には、自身の暗号資産と同様に扱うことが考えられ、支配していない場合には、資産計上が認められないため、預かった暗号資産の管理に関する債務の計上のみが行われ、結果、前者では SAB121、後者では SAB122 と同様になると考えられる。このように、「暗号資産の私法上の位置づけが明確ではない中で」（企業会計基準委員会 2024, par.55）、2018 年に実務対応報告第 38 号が公表され、資産負債両建処理が規定された。そして、この後、暗号資産交換業者に関する事件が生じたことから、資金決済法は改正され、暗号資産交換業者に関する規定の詳細が定められていく。このため、暗号資産に関する法規制の内容を吟味し、暗号資産の私法上の取り扱いを基礎に、顧客から預かった暗号資産に対する会計処理を次節で検討する。

IV 法規制の観点に基づく実務対応報告第38号の是非

前節では、実務対応報告第38号における顧客から預かった暗号資産に対する資産負債両建処理の論拠を概観した。そこでは、預かった暗号資産をどのように解釈するかによって処理が変化することを示した。一つは、顧客が預け入れた暗号資産について、顧客が支配しているとするならば、暗号資産交換業者は支配していないとして、預かった暗号資産の資産計上は認められず、暗号資産の管理に関する債務を負うことになる。もう一つは、暗号資産交換業者は、自己が保有する暗号資産との同質性から、顧客から預かった暗号資産を支配しているとして資産計上し、先と同様の債務を負う。

このように、預かった資産に対する支配の解釈によって、預かった資産を資産計上可能か否かが分かれることになると思われるが、本節では、実務対応報告第38号が示していた私法上の取り扱いについて、特に、資金決済法における分別管理の内容、法的に顧客から資産を預かる行為がどのように解釈されるかを検討し、実務対応報告第38号の論拠の妥当性を検討する。

暗号資産交換業者は、その活動を行うに当たり、資金決済法における各種規定を順守する必要がある。会計に影響を及ぼす規定以外の詳細は省くが、まずは内閣総理大臣の登録を受けた者でなければならない（資金決済法第63条の2）。この時、暗号資産交換業者は株式会社又は外国暗号資産交換業者であることが求められる（資金決済法第63条の3、5）。暗号資産交換業者は、①暗号資産の売買又は他の暗号資産との交換、②①に掲げる行為の媒介、取次ぎ又は代理、③その行う①②に掲げる行為に関して、利用者の金銭の管理をすること、④他人のために暗号資産の管理をすること、といった行為を業として行う者である（資金決済法第2条15項）。このうち、④他人のために暗号資産の管理をすることは、2019年に規定され、実務対応報告第38号が規定された2018年に存在しなかったものである。

2019年以前、暗号資産交換業者が利用者の暗号資産を管理していたとしても、その管理が暗号資産売買・交換のために預かっていた場合には暗号資産交換業に当たるが、単に預かっているだけであれば、暗号資産交換業に当たらなかった（高橋2021, p.52）。しかし、暗号資産交換業者が顧客の秘密鍵を保有しており、その保有鍵が不正アクセスにより流出した場合には、顧客の暗号資産が流出するリスクがある関係上、単に預かるだけであっても、その規制対象となった（高橋2021, p.52）。このため、暗号資産を管理することができる者は暗号資産交換業者に限られることになる。

暗号資産を預かる行為について、企業会計基準委員会（2024）では、「一般に暗号資産自体には現金と同様に個性がなく、預かった暗号資産については暗号資産交換業者が処分に必要な暗号鍵等を保管することから、暗号資産交換業者は預託者から預かった暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にある」（par.55）として、その資産計上の根拠としているが、現在でも「暗号資産交換業者は預託者から預かった暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にある」（企業会計基準委員会2024, par.55）かどうかが問題となる。この点、暗号資産交換業者は、顧客から預かった金銭の分別管理（資金決済法第63条の11第1項）、顧客から預かった暗号資産の分別管理（資金決済法第63条の11第2項）が求められる。この暗号資産の分別管理は、自己の暗号資産と顧客から預かった暗号資産を分別して管理することを求めており、暗号資産の流出可能性が低い安全性の高い方法での管理を求めている（高橋2021, p.308）。このため、「顧客の資産を自由に運用することを認めていない」（高橋2021, p.276）とされる。なお、分別管理をする都合上、顧客から預かったすべての暗号資産を安全性の高い方法で管理すると、顧客間の暗号資産売買の取次ぎに際して不都合をもたらす可能性があることから、一定の暗号資産については相対的に安全性の低い方法で管理するこ

とも認められ、この場合には、顧客保護の観点から、同種同量の暗号資産（履行保証暗号資産）を保有することを義務付けられている（資金決済法第 63 条の 11 の 2；高橋 2021, pp.308-309）。

分別管理や履行保証暗号資産の規定は、不正流出が生じた際でも、顧客を保護するための規定として存在する。そもそも顧客から暗号資産を預かる行為は、民法上の消費寄託に類似する契約とされる（高橋 2021, p.311）。消費寄託契約とは、「受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合には、受寄者は、寄託された物と種類、品質及び数量の同じ物をもって返還しなければならない」（民法 666 条第 1 項）ことを定めた契約である。消費寄託の具体例は、銀行業の預金業務（銀行法第 10 条第 1 項）である。消費寄託の場合、上記の通り、預かった資産と同質・同量の資産を返還することになるが、「金銭は所有権と占有が一致し…、預金者が銀行に対し有する権利は所有権ではなく債権であるのと同様に、暗号資産を交換業者に預けた場合（消費寄託）も債権に基づく返還請求権である」（高橋 2021, p.331）として、暗号資産交換業者による暗号資産の受取りも消費寄託とされ、顧客からの返還請求があれば、暗号資産交換業者は預かった暗号資産の価値分の返還を行うことになる。なお、消費寄託の場合、預かった暗号資産を暗号資産交換業者が運用することが可能であるが、分別管理等の関係上、預かった暗号資産そのものあるいは保証用の暗号資産を確保していることから、暗号資産そのものや同価値物を返還することになる。例えば、bitFlyer 社では、暗号資産の管理に関する債務の弁済方法として、「同種の又は他の暗号資産の交付、金銭による弁済その他の方法」として、預け入れられた暗号資産と同種・異種の暗号資産や金銭の引き渡しを明記している³⁾。

このように、企業会計基準委員会（2024）では、「預かった暗号資産については暗号資産交換業者が処分に必要な暗号鍵等を保管することから、暗号資産交換業者は預託者から預かった暗号資産を自己の保有する暗号資産と同様に処分することができる状況にある」（par.55）と指摘し、顧客から預かった暗号資産の資産計上を規定した。しかし、顧客から預かった暗号資産については分別管理が求められ、その処分を自由に行うことができない。このため、自己が保有する暗号資産との同質性から、顧客から預かった暗号資産を資産計上する論拠は成立しないものと考えられる。

また、顧客から預かった暗号資産を資産計上する他の理由として、「預かり資産として預託者の暗号資産を受け入れた場合に、暗号資産交換業者が破産手続の開始決定を受けたときには、現時点においては、暗号資産交換業者の破産財団に組み込まれた預託者の暗号資産について預託者の所有権に基づく取戻権は認められていない」（企業会計基準委員会 2024, par.55）をあげており、この点、確かに、上記の bitFlyer 社の金銭を引き渡す弁済時の規定や「優先弁済権がある暗号資産返還請求権については、…あくまで債権的な権利に対して暗号資産が優先的に弁済を受ける権利が付着しているものと解すべきであり、特定の暗号資産に対する直接の引渡請求権が認められるわけではない」（鐘ヶ江 2022, p.2）として、預託者から暗号資産を預かった暗号資産交換業者が、預かった暗号資産に関する秘密鍵等の情報を漏洩した結果、預託者から預かった暗号資産の管理に関する債務を履行する必要がある、その弁済方法は預かった暗号資産と同一の暗号資産を交付する訳ではない。しかし、「東京地判平成 27 年 8 月 5 日は、顧客が取引所に預け入れたビットコインの返還請求権について、『所有権を基礎とする』取戻権を否定するが、この事例は取引所が顧客資産を不正に流出させるなど分別管理がなされていなかった事案」（日本銀行金融法委員会 2018, 注 55）として、企業が法令を守らず、分別管理を行っていなかった際に、その所有権が認められなかっただけであり、顧客から預かった暗号資産を自由に運用することを

3) <https://bitflyer.com/ja-jp/fulfillment-of-obligation>（2026 年 6 月 15 日閲覧）。

認めている訳ではない。また、破産手続を前提とした資産計上は、そもそも継続企業の前提が成立していないことから、その論拠も成り立たないと考えられる。

上記の通り、2018年に公表された実務対応報告第38号は、その当時、暗号資産に関する規制の在り方が定まっていなかったことから、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産を資産として計上することを定めていた。その際の論拠は、自己が保有する暗号資産との同質性であった。しかし、確かに暗号資産という意味では自己が保有する暗号資産と顧客から預かった暗号資産は同じであるが、顧客から預かった暗号資産については分別管理が求められ、自由に運用することはできず、破産時であったとしても、その返還が行われる。このように考えると、現在の法規制の観点からは、実務対応報告第38号における論拠は成立せず、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産について支配しているとは考えられず、資産計上は認められないと考えられる。

しかし、実務対応報告第38号は若干の文言の修正等はあれど、内容の修正は現在まで行われていない。つまり、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産を資産計上する規定は変更されておらず、いまだ資産計上する。この点、法規制の観点からでは説明をすることができないため、他の側面から検討する必要がある。

資金決済法上の暗号資産以外のトークンを預かった場合の処理に関してではあるが、日本公認会計士協会(2023)では、「資産の定義に照らして、結果として資産としては計上しないこととしている実務が見られる」(pp.22-23)、「報告主体である暗号資産交換業者と預託者との預託の合意の内容を検討し、暗号資産交換業者が支配を有しているかを検討することで、会計処理を決定することが考えられる」(p.23)とし、顧客から預かったトークン等を暗号資産交換業者が支配しているかが論点になるとする。

このように、資産の定義から会計処理を導出することが求められると考えられることから、次節からは会計の目的や概念の観点から顧客から預かった暗号資産を資産計上する論拠を検討することとする。

V 会計の目的と預り暗号資産の会計処理

資金決済法上、暗号資産交換業者には顧客から預かった暗号資産の分別管理が求められ、当該暗号資産を自由に活用することはできない。このため、法規制と支配の観点から顧客から暗号資産を預かった場合の会計処理を検討すると、預り暗号資産の資産計上は認められず、顧客から暗号資産を預かったことに起因した暗号資産価値分に対する返還請求義務を負うことになる。これは実務対応報告第38号で規定する資産負債両建処理と反する。このため本節では、概念フレームワーク上で規定される資産の定義や支配の要件を導出させた会計の目的である意思決定有用性説と、それとは異なる会計の目的と考えられる会計責任説を取り上げ、顧客から預かった暗号資産の資産計上の適否を検討する。

1. 意思決定有用性説

意思決定有用性説とは、企業会計の基本目的は情報利用者の経済的意思決定のために有用な情報の提供にあるという見解であり(森川等1989, p.26)、この見解では、情報利用者の経済的意思決定に伴う不確実性を減じ、将来の予測に役立つ特性を備えた情報を有用な情報とし、情報利用者の利用目的への適合性に基いて情報の有用性は判断される(森川等1989, p.28)。この意思決定有用性説は、概念フレームワークにおける財務報告の目的として採用されている。このため、意思決定有用性説においてどのように会計処理が行われるかを理解し、それを預かった暗号資産へ適用する。

意思決定有用性説においては、会計情報が情報利用者の意思決定に有用であることが求められる。この点、「従来は投資の前提となる企業の財務業績に関する情報を把握するには財務諸表が有効という程度の常識的な説明しか行われていなかった…。これに対し、近年開発された資本資産評価モデルに基づいて、割安株・割高株の概念が明確化されたことにより、会計情報が具備すべき投資意思決定有用性の意味内容を具体的に定義することが可能となった」（桜井 2023, p.111）として、市場において成立する実際株価と株価算定モデルから導出される理論株価との分析を通じた、投資家による株式投資に関する意思決定に役立つような会計情報の開示が求められ、このような情報特性を意思決定有用性と呼ぶ。

このように企業価値たる株式価値⁴⁾の算定が、投資家の情報利用の最たるものとして考えられるが、この分析対象である企業をどのように解釈するのかによって、その後の会計処理等が変化する。この点、FASB（1978）では、「営利企業は、希少資源を生産し、流通させる主体であるので、財務報告は経済的資源を生産および流通活動に配分することと関係があり、また財務活動の中心を富の形成、利用および富に対する権利ならびに富に係るリスクの分類においている」（par.19）として、企業は経済的資源を活用して富を形成する組織と捉えられている。このため、企業の価値を評価するためには、企業がどれほど富を形成可能か算定する必要があるが、「その測定上の困難の前で、本来企業価値の評価に基づくべき所得測定を、企業資産の評価に基づく所得測定によって代替させた上で、必要に応じて個別資産の評価に現価概念を適用させようとしているようにみえる」（辻山 1991, p.134）として、企業を資産の集合と捉え、個別資産価値の総額が企業価値と推定される。

企業は経済的資源を活用して富の形成する組織であり、企業は資産の集合と捉えると、資産は富を形成するための用具となる。この点、FASB（1985）では、「資産とは、過去の取引または事象の結果として、ある特定の実体により取得または支配されている、発生の可能性の高い将来の経済的便益である」（par.25）と定義しており、このうち資産の本質的な定義は将来の経済的便益とされ（FASB1985, pars.27-31）、それを使用したり保有したりする者に、用役や便益を提供するための希少な力を有する経済的資源とされる（Storey 1998, p.124）。つまり、企業が使用・保有することで、更なる富の形成が可能な資源を資産と呼ぶ。また、資産は同時に複数の企業の資産とはなり得ず、ある項目がある企業の資産とみなされるためには、その項目を他の企業からの接近を排他的に維持していること、つまり支配していることが求められる（Storey 1998, pp.126-127）。上記のように資産は理解され、本稿においては、顧客から預かった暗号資産が暗号資産交換業者にとって将来の経済的便益をもたらす経済的資源かどうか問題となる。

暗号資産交換業者が顧客から暗号資産を受け取った場合、単に銀行業における消費寄託と同様であるならば、暗号資産の資産計上が考えられる。これは、顧客が暗号資産交換業者に金銭を預け、当該金銭をもって暗号資産の取得を暗号資産交換業者に依頼した場合、暗号資産に対する秘密鍵を暗号資産交換業者が保有・管理することから、暗号資産の実質的な支配者は暗号資産交換業者と考える（津田 2024, pp.380-387）として、暗号資産に対する秘密鍵を有する場合には、顧客から預かった暗号資産に対する支配を暗号資産交換業者が有しているとする。このように解すると、顧客から預かった暗号資産は、それを運用することで経済的資源の創出が可能であり、顧客から預かった暗号資産自体を返還せず、その価値分を返還すればよいと考えれば、顧客は当該暗号資産に対する支配を有していないと解釈し、暗号

⁴⁾ 企業価値と株式価値の関係については様々な解釈があり得るが、本稿では両者を区別していない。

資産交換業者が資産として計上できると考えられる。なおこの場合、暗号資産交換業者は、顧客が預け入れた暗号資産を使用する権利を有するため支配しているとみなす一方で、顧客は預け入れた暗号資産の時価に相当する額の資産を受け取る権利を有し、両者で異なる資産を認識することになると考えられる。

しかし、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産には、その分別管理が求められることから、暗号資産交換業者が当該暗号資産から資金を生み出すことはできない。つまり、顧客から預かった暗号資産を運用することはできないということは、顧客から預かった暗号資産に対する支配を有していないと解され、この結果、顧客から預かった暗号資産を資産として計上することができないものと考えられる。この場合、預かった暗号資産の資産計上はできないものの、顧客が預けた暗号資産の価値分に対する返還請求義務のみが生じていると考え、返済期日が未確定な条件付債務の計上、あるいは、返還すべき暗号資産を認識していないため処理なしと考えられる。

このように、顧客から預かった暗号資産を資産計上できないというのは前述の通りであるが、現行の実務対応報告第38号は、顧客から預かった暗号資産を資産計上しているため、これを意思決定有用性に基づいて正当化する論拠が求められる。この点、顧客から暗号資産を預かっているという状況は、顧客が暗号資産を売買するための口座を開設していることを意味する。顧客は口座開設している暗号資産交換業者を通じて暗号資産売買を行い、暗号資産交換業者は顧客の暗号資産売買から取引手数料を徴収する。このよう考えると、顧客の暗号資産を預かっている状況は、将来の顧客による暗号資産売買から生じる取引手数料という経済的資源の流入に繋がる可能性がある。そして、会計では、貨幣係数で表現するという貨幣的評価の公準に基づくことから、口座数を財務諸表で明示することはできないため、その代替値として預り暗号資産の金額を示すということが考えられる。つまり、保有する預り暗号資産の金額が多いほど、口座開設数が多いと推定し、その結果、暗号資産売買取引から生じる手数料収入の発生可能性が高いとする。このように考えると、預り暗号資産という科目名称は顧客の口座を意味し、手数料収入という経済的便益をもたらす項目として、資産の本質的定義である経済的資源を満たすことになる。

この後、預り暗号資産の計上を検討することになるが、この場合、経済的資源の流入の蓋然性について、貸借対照表への認識自体と測定のどちらに反映させるべきかが問題となる。つまり、上記経済的便益の流入が期待されれば、確実に寄与しなくとも、資産の定義は満たされ、その蓋然性は認識と測定の問題として扱われる(Storey1998, p.131)。

預り暗号資産の認識自体に蓋然性を含める観点から検討する場合、上記の通り、暗号資産を預かったことは口座の存在を示唆し、顧客による暗号資産売買の取引手数料の蓋然性を認めることが可能となる。そして、その取得原価は預かった際の暗号資産の市場価格と考えられる。なお、情報利用者が暗号資産交換業者の業績を予測する場合には、暗号資産交換業者が保有する預り暗号資産の総額を基礎に、顧客間で行った暗号資産売買成立時の取引手数料の割合、予測した取引頻度と取引額を乗じて、取引手数料総額を計算することになる。

一方、預り暗号資産に対する蓋然性を測定に反映する場合には、預り暗号資産から将来流入する取引手数料の割引現在価値の算定が求められる。上記の通り、その算定には、口座開設している顧客の暗号資産売買の額と頻度の予測が必要となる。しかし、この予測は、取引手数料が見込まれる口座数の変動、各種暗号資産の技術的基盤の変化、暗号資産に関連する経済的事象の発生等によって変化していく。このような状況下で、預り暗号資産に起因する手数料収入の割引現在価値の測定を行うと、そもそも自己創設のれんの計上に繋がる可能性や、投資家が分析をする際、分析対象となる預り暗号資産の総額とい

う基のデータが存在しないことになる。このため、測定に蓋然性を反映させることはできないと考えられる。

この結果、暗号資産交換業者が顧客から暗号資産を預かった場合には、手数料収入の蓋然性を含意した預り暗号資産という科目が資産として計上されると考えられる。そして、前節の通り、顧客への返還請求義務を負債として計上することを踏まえると、資産負債両建処理は、口座開設に伴う経済的資源の流入が期待される資産たる預り暗号資産と返済期日が未確定な条件付債務たる返還請求義務の計上と解釈される。そして期末においては、預り暗号資産の期末市場価格に評価替えることで、暗号資産取引業者の業績予測のためのデータを提供することとなり、同日における顧客への返還請求義務の額も示すこととなる。

2. 会計責任説

会計責任説とは、企業会計の基本目的は会計責任の履行のための情報提供にあるという見解である（森川等 1989, p.26）。この場合、「経済的資源（資本）の提供者とその管理運用…者とが分化し、この両者の間に資源の委託・受託の関係が成立するようになると、受託者の側に受託責任…が生じる。受託責任とは、…受託者が委託者に代わって委託された資源を誠実に管理する責任を意味するが、特に営利企業を前提とすると、…単に委託された資源を保全する責任だけでなく、それを効率的に運用する責任が含まれ、しかも後者に重点が置かれる」（森川等 1989, p.26）とし、「資源の受託者がその委託者に対して、委託された資源をどのように管理運用したかについての顛末を報告し、その責任を解除されることを主要な目的とする」（森川等 1989, p.27）とされる。このように、会計責任説は資本の委託・受託関係を前提とし、受託者が負った責任を解除するために、委託された資本の管理運用に関する報告を行うものである。

会計責任説を前提として、暗号資産交換業者と顧客の関係を理解すると、暗号資産の委託者である顧客へ暗号資産の受託者である暗号資産交換業者が、預かった暗号資産の顛末を報告することになる。なお、暗号資産交換業者は株式会社又は外国暗号資産交換業者であることが求められるが（資金決済法第63条の3、5）、顧客と暗号資産交換業者の関係においては、暗号資産運用による業績の報告ではなく、暗号資産の分別管理に起因する委託された暗号資産を保全する責任のみが課されると考えると、預かった暗号資産の状況を報告することになる。

預かった暗号資産の状況を報告することを考えると、預かった暗号資産の数量を管理し、顧客から預かった暗号資産の状況報告を求められれば、その時点における暗号資産の市場価格を乗じた金額を報告することになる。また、株式会社という性質から、顧客からの求めがなくとも、預かった暗号資産に対する状況報告を含めた財政状態の報告を定期的に行う必要があることから、全顧客から預かった暗号資産の状況をまとめて報告することになる。なお、顧客は預け入れた暗号資産に対する請求権を有すると考えると、顧客が預け入れた暗号資産の金額と同額が負債として処理されることになる。

3. 概念フレームワークと実務対応報告第38号の整合性

概念フレームワークが意思決定有用性説に基づいており、そこでは情報利用者の意思決定に際し、有用であることが情報に求められる性質である。この時、情報利用者を主に証券投資者と考え、証券価値たる企業価値の算定に証券発行体たる企業の情報を用いる。そもそもここでの企業とは希少な資源を運用して更なる資源の増殖を目論む組織であり、その価値を評価するにあたっては、企業が有する個別資

産の評価へと代替させている。この結果、企業が有する資産は経済的資源となり、特に企業が自身の価値を増殖させることができるような排他的に占有している状態のもののみが報告対象となる。

このように解すると、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産は、その分別管理から、暗号資産交換業者が運用して更なる資源を生み出すことはできないため、資産の定義を満たさない。これは顧客から預かった暗号資産を資産として計上することを要求する実務対応報告第38号の規定と反する。このため、他の解釈として、顧客から暗号資産を預かっている状況は、顧客が暗号資産を売買するための口座を開設しており、そこから経済的資源の流入を期待できるため、顧客が開設している口座の代替項目として預り暗号資産という資産を計上していると解釈した。これならば実務対応報告第38号の規定を解釈はできるが、不定期かつ流入額が変動するため、その蓋然性の判断によっては、難しいと言わざるを得ないであろう。このため、実務対応報告第38号は、意思決定有用性説とは異なる考え方に基づいて規定されていると考えられる。

意思決定有用性説と異なる考え方として、会計責任説がある。会計責任説では、資金の委託・受託関係を前提に、資金の受託者は委託された資金の管理運用の責任を負い、資金の運用状況を資金の委託者に報告する。この場合、意思決定有用性説から導出される企業の更なる資源を創出するための項目として資産を規定する必要はなく、委託者から単に預かっている資源でもその報告対象となる。この説に基づくと、実務対応報告第38号における顧客から預かった暗号資産を資産として計上する規定は何ら反することはない。このため、実務対応報告第38号は、依拠する会計目的について、少なくとも意思決定有用性説や概念フレームワークとは異なり、二者択一の状況下では会計責任説に基づいているものと考えられる。

なお、意思決定有用性説が会計責任説を包含するとの考え方もある⁵⁾。これは会計情報の利用方法の観点からは包含すると解釈できるが、各説から導出される財務諸表の構成要素の定義についても包含できる訳ではない。つまり、企業の経済的資源の増殖に貢献せず単に預かっているだけの資源については、意思決定有用性説における資産の定義に合致せず報告対象とはならないが、会計責任説においては報告対象となる。このため、実務対応報告第38号は意思決定有用性説に基づいた規定ではないと考えられる。

5) 会計責任説の位置付けは、意思決定有用性説に包含されるとする考え方と意思決定有用性説とは別個の思考とする考え方の2つがある。前者は、「財務報告は、企業の経営者が出資者（株主）に対して、当該企業に委託された資源の利用について、その受託責任をどのように遂行したのかについての情報を提供しなければならない。企業の経営者は、企業資源の管理および保全のためのみならず、その効率的かつ有効的利用のため、…技術的および社会的変動のような経済社会における諸要因の好ましくない経済的影響からできるだけかかる資源を保全するために、定期的に出資者に対して説明する義務を負っている。経営者は、企業の有価証券を一般的に募集するかぎり、将来の投資者および一般大衆に対して広範な会計責任を自主的に受け入れている」（FASB1978, par.50）として、意思決定有用性説に基づく情報提供と同時に、その対象となる投資家が株主となった際には追加で受託責任を負うとする。

後者は、「会計責任説と意思決定有用性説は、…異なる会計の枠組みに関する見解であって、相容れないものである。それは、とくに会計責任説が利害関係者の利害対立を緩和…、利害調整を主目的としているのに対して、意思決定有用性説は情報の受け手として利害関係者を包括することによって利害関係者間の利害対立をあまり重視しないからである。ところが、諸外国における財務会計の概念的枠組み…において、意思決定有用性説は会計責任説を包含するものと理解されていることがある。たとえば、…FASB…の財務会計概念報告書や…IASB…の作成した同様の文書などにおいて、意思決定有用性説がとられながらも、その財務諸表は経営者の会計責任の解除にも資するという記述がみられるのである」（佐藤2018, p.9）として、意思決定有用性説と会計責任説は異なる見解であるとし、財務報告に関する当事者の関係性が異なるとする。

本稿では、会計責任説と意思決定有用性説を明確に区別するため、後者を前提として論じている。

VI おわりに

本稿では、顧客から預かった暗号資産の会計処理、特にその資産計上について検討した。

IIでは、米国における状況や SAB121 及び SAB122 の会計処理の変遷を示した。そこでは、顧客から預かった暗号資産について、資産計上する方法から資産計上しない方法に変更された。この点、その理論的根拠が明確ではなかった。

IIIでは、実務対応報告 38 号における資産負債両建処理の論拠を概観した。そこでは、顧客から預かった暗号資産について、資産計上するか否かについて議論があったが、資産計上する方法が採用された。その際の論拠は、暗号資産の私法上の取り扱いが明確化されていない状況下ではあるが、自己が保有する暗号資産との同質性や破産時の取戻権であった。

IVでは、現在における暗号資産の私法上の取り扱いについて概観し、実務対応報告第 38 号の論拠が適切であったが検討した。そこでは、顧客から預かった暗号資産については分別管理が求められ、自由に運用することはできず、破産時であったとしても、その返還が行われる。このため、暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産について支配しているとは考えられず、資産計上は認められないと考えられる。

Vでは、私法上の取り扱いが定まった後でも実務対応報告第 38 号の規定が変更されていないため、会計の目的や概念に照らして、顧客から預かった暗号資産がどのように処理されるかを検討した。暗号資産交換業者が顧客から預かった暗号資産について、その分別管理が求められている、つまり、その運用は認められていない状況を鑑み、現在の概念フレームワークや意思決定有用性説に基づいた場合、解釈によるが、経済的資源たる資産として計上はできないものと考えられる。そのため、顧客から暗号資産を預かった場合には、その返還請求義務として負債のみが計上される可能性が高いものと考えられる。

しかし、会計責任説を採用するならば、その委託・受託の関係から、預かった暗号資産の数量管理とその報告が求められることから、顧客から預かった暗号資産の資産計上が認められ、結果、実務対応報告第 38 号と同様の資産負債両建処理が行われると考えられる。このため、実務対応報告第 38 号は、意思決定有用性説ではなく、会計責任説に基づいた規定であると理解される。

上記の通り、本稿では、現行の実務対応報告第 38 号は、概念フレームワークや意思決定有用性説と合致しないことを明らかにした。この点、概念フレームワークは、基準設定のための指針としての役割を有するはずが、その機能を有していないということに繋がる。わが国では、概念フレームワークは討議資料という位置付けではあるが、実務対応報告を概念フレームワークに基づいて作成していないということになり、概念フレームワークの適用範囲が問題となる。つまり、実務対応報告は「企業会計基準がない分野についての当面の取扱い、緊急性のある分野についての実務上の取扱いなど」⁶⁾を規定しており、その迅速な対応が求められる分野の規定ではあるが、迅速性を優先し、基準設定のための指針たる概念フレームワークを順守しないことはあり得ないとする。このため、概念フレームワークはどのように用いられているのかを検討する必要がある。一方、わが国の概念フレームワークは討議資料であるため、そもそも存在しないと解釈するならば、まずは概念フレームワークの成立が急務となるであろう。

その他、本稿では消費寄託や分別管理といった法概念や意思決定有用性説や会計責任説に基づいて検討をしたが、暗号資産交換業者の分析において、どのような情報が重要で、どのように利用するかの

⁶⁾ <https://www.asb-j.jp/jp/project/process.html> (2026 年 6 月 15 日閲覧)。

検討を行っていない。つまり、暗号資産交換業者を分析する上で、情報利用者にとって暗号資産交換業者のどの情報が重要なのかが判明すれば、どの情報を出すべきかが分かり、そこから従来の意思決定有用性説との相違が分かる。意思決定有用性説は、まず情報利用者が経済的意思決定を行うにあたって有用な情報を提供することを前提にその有用性を検討し、それに合致した財務諸表の構成要素たる資産が定義されていることから、暗号資産交換業者の情報開示を検討した結果、資産の定義が変わる可能性もある。このため、既存の枠組みで暗号資産交換業者の情報開示を説明できるのか、既存の枠組みのままでよいのかを検討する必要がある。今後の課題となる。

参考文献

- Financial Accounting Standard Board (1978) “Statement of Financial Accounting Concepts No.1 : Objectives of Financial Reporting by Business Enterprises”（平松一夫・広瀬義州訳（2002）『FASB 財務会計の概念フレームワーク』，中央経済社）。
- Financial Accounting Standard Board (1985) “Statement of Financial Accounting Concepts No.6 : Elements of Financial Statements”（平松一夫・広瀬義州訳（2002）『FASB 財務会計の概念フレームワーク』，中央経済社）。
- Park, D. (2025) “Crypto advocate Paul Atkins officially sworn in as SEC chairman”, https://www.theblock.co/post/351428/crypto-advocate-paul-atkins-officially-sec-chair?utm_source=twitter&utm_medium=social （2026年6月15日閲覧）。
- Securities and Exchange Commission (2022) “Staff Accounting Bulletin No.121”，<https://www.sec.gov/rules-regulations/staff-guidance/staff-accounting-bulletins/staff-accounting-bulletin-121> （2026年6月15日閲覧）。
- Securities and Exchange Commission (2025) “Staff Accounting Bulletin No.122”，<https://www.sec.gov/rules-regulations/staff-guidance/staff-accounting-bulletins/staff-accounting-bulletin-122> （2026年6月15日閲覧）。
- Storey, R. K. and Storey, S. (1998) FASB SPECIAL REPORT“The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards”，https://storage.fasb.org/FASB_Special_Report-The_Framework_of_Financial_Accounting_Concepts_and_StandardsConceptual_Framework.pdf （2026年6月15日閲覧）（企業財務制度研究会誌（2001）COFRI実務研究叢書『財務会計の概念および基準のフレームワーク』，中央経済社）。
- 岩田仙吉（2025）「図表で見る米国株コインベース（Coinbase）の2025年3月期（1Q）決算と株価動向分析」，<https://www.gaitame.com/media/entry/2025/06/06/154903> （2026年6月15日閲覧）。
- 鐘ヶ江洋祐（2022）「日本で事業を行う暗号資産交換業者が米国チャプター・イレブン手続に入った場合における顧客の権利保護について（FTXトレーディングの破綻を契機として）」『NO & T Restructuring Legal Update ～事業再生・倒産法ニュースレター～』No.14，https://www.noandt.com/wp-content/uploads/2022/11/restructuring_no14_01.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 企業会計基準委員会（2017a）第365回企業会計基準委員会審議事項（3）-3「会計上の論点の分析（顧客からの預かり資産（仮想通貨）に関する会計処理）」，https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20170728_09.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 企業会計基準委員会（2017b）第370回企業会計基準委員会審議事項（5）-2「仮想通貨交換業者に対する意見聴取（アウトリーチ）の概要」，https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20171012_17.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 企業会計基準委員会（2017c）第373回企業会計基準委員会審議事項（5）-5「第372回企業会計基準委員会で聞かれた意見」，https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20171122_12.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 企業会計基準委員会（2017d）第374回企業会計基準委員会審議事項（4）-4「第373回企業会計基準委員会で聞かれた意見」，https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20171205_11.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 企業会計基準委員会（2024）実務対応報告第38号「資金決済法における暗号資産の会計処理等に関する当面の取扱い」，https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/ikan_20240701_52_20241101.pdf （2026年6月15日閲覧）。
- 菊谷ルイス（2025）「仮想通貨支持派のウエダ氏が米SEC委員長代行に就任 ゲンスラー氏退任」，<https://coinpost.jp/?p=588988#:~:text=%E7%B1%B3%E3%83%9B%E3%83%AF%E3%82%A4%E3%83%88%E3%83%8F%E3%82%A6%E3%82%B9%E3%81%AF21%E6%97%A5%E3%80%81%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%97%E5%A4%A7%E7%B5%B1%E9%A0%98%E3%81%8C%E8%A8%BC%E5%88%B8%E5%8F%96%E5%BC%95%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E5%EF%BC%88SEC%EF%BC%89%E3%81%AE%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%85%9A%E5%A7%94%E5%93%>

A1%E3%81%A7%E3%81%82%E3%82%8B%E3%83%9E%E3%83%BC%E3%82%AF%E3%83%BB%E3%82%A6%E3%82%A8%E3%83%80%E6%B0%8F%E3%82%92%E5%90%8C%E5%A7%94%E5%93%A1%E4%BC%9A%E3%81%AE%E5%A7%94%E5%93%A1%E9%95%B7%E4%BB%A3%E8%A1%8C%E3%81%AB%E6%8C%87%E5%90%8D%E3%81%97%E3%81%9F%E3%81%A8%E7%99%BA%E8%A1%A8%E3%81%97%E3%81%9F%E3%80%82%E3%82%A6%E3%82%A8%E3%83%80%E6%B0%8F%E3%81%AF%E3%80%81%E4%BB%AE%E6%83%B3%E9%80%9A%E8%B2%A8%E6%A5%AD%E7%95%8C%E3%81%A8%E5%AF%BE%E7%AB%8B%E3%81%97%E3%81%9F%E5%BC%B7%E7%A1%AC%E3%81%AA%E8%A6%8F%E5%88%B6%E6%96%B9%E9%87%9D%E3%81%A7%E7%9F%A5%E3%82%89%E3%82%8C%E3%82%8B%E3%83%90%E3%82%A4%E3%83%87%E3%83%B3%E5%89%8D%E6%94%BF%E6%A8%A9%E4%B8%8B%E3%81%AE%E3%82%B2%E3%83%BC%E3%83%AA%E3%83%BC%E3%83%BB%E3%82%B2%E3%83%B3%E3%82%B9%E3%83%A9%E3%83%BC%E5%89%8D%E5%A7%94%E5%93%A1%E9%95%B7%E3%81%AE%E5%BE%8C%E4%BB%BB%E3%81%A8%E3%81%AA%E3%82%8B%E3%80%82%20%E3%83%88%E3%83%A9%E3%83%B3%E3%83%97%E5%A4%A7%E7%B5%B1%E9%A0%98%E3%81%AFSEC%E5%A7%94%E5%93%A1%E9%95%B7%E3%81%AE%E6%AD%A3%E5%BC%8F%E3%81%AA%E5%BE%8C%E4%BB%BB%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%80%81%E5%85%83SEC%E5%A7%94%E5%93%A1%E3%81%AE%E3%83%9D%E3%83%BC%E3%83%AB%E3%83%BB%E3%82%A2%E3%83%88%E3%82%AD%E3%83%B3%E3%82%B9%E6%B0%8F%E3%82%92%E6%8C%87%E5%90%8D%E3%81%99%E3%82%8B%E6%84%8F%E5%90%91%E3%82%92%E7%A4%BA%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%84%E3%82%8B%E3%80%82（2026年6月15日閲覧）。

桜井久勝（2023）『利益調整』，中央経済社。

佐藤信彦（2018）『財務諸表論の要点整理（第13版）』，中央経済社。

高橋康文編著，堀天子・森毅著（2021）『新・逐条解説 資金決済法』，金融財政事情研究会。

辻山栄子（1991）『所得概念と会計測定』，森山書店。

津田慧（2024）「暗号資産預託論の展開」『一橋法学』第23巻第3号，pp.371-394。

日本暗号資産取引業協会（2021）「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」，https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/keiri_20210618.pdf（2026年6月15日閲覧）。

日本銀行金融法委員会（2018）「仮想通貨の私法上の位置付けに関する論点整理」，<https://www.flb.gr.jp/jdoc/publication55-j.pdf>（2026年6月15日閲覧）。

日本公認会計士協会（2023）業種別委員会研究資料第2号「Web3.0 関連企業における監査受嘱上の課題に関する研究資料」，https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/3-9-2-2-20231120.pdf（2026年6月15日閲覧）。

HOSODA ERI（2022）「SAB121の公表 - 米国会計基準における顧客預かり暗号資産の会計処理の変更」，<https://quantum.accountants/ja/sab121/>（2026年6月15日閲覧）。

森川八洲男・佐藤紘光・千葉準一（1989）『会計学』，有斐閣。

Yamada.A（2025）「米SEC，仮想通貨カストディ事業の壁となる「SAB121」ルールを撤回」，<https://coinpost.jp/?p=590134>（2026年6月15日閲覧）。